

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契約番号	第73-21-00312号		
件名	白川第2・第3浄水棟PAC揚液ポンプ整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 4年 8月 31日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	4,653,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000017360 宝生産業(株)		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
宝生産業(株)		4,230,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川第2・第3浄水棟PAC揚液ポンプ整備修繕
- 2 業者名 宝生産業 株式会社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、白川第2・第3浄水棟の凝集剤であるPACを貯蔵槽から小出槽に揚液し、計量注入するための耐薬性特殊構造ポンプである。この機器に不具合が生じた場合、凝集剤の注入が出来なくなり、浄水処理に大きく影響を与えるため、重要かつ不可欠な設備である。
本修繕は経年劣化により低下した設備の機能回復及び機器の延命を図るため、対象機器の分解整備と摩耗部品の交換を行うものである。対象機器であるノンシールポンプは特異な構造のため製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、また、ノンシールポンプの機構、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと、ノンシールポンプの専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である日機装株式会社と修繕に必要な機器の構造や設計データを共有し、対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されており、他の業者では的確な履行ができない。
以上のことから、本修繕は上記業者以外が施行することは不可能である。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 白川浄水場活性炭溶解槽攪拌機整備修繕
2. 業者名 水ingエンジニアリング株式会社 北海道支店
3. 特定理由
本修繕の対象機器は河川への油流出事故対策や河川水に含まれる泥臭およびカビ臭物質除去のため、取水管理棟に設置されている活性炭注入設備の一部である。
本修繕は機器の構成部品を交換し、動作状況の確認等の総合的な試験調整を行って機器の機能回復を図るものであるが、対象機器は白川浄水場の活性炭溶解槽用に設計・製作された機器であり、製造据付元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
記業者は、当該機器の設計・製作を行った株式会社荏原製作所から活性炭注入設備技術の継承を受けている業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

